

(社)鶴見法人会

# Hot Line

7



## OUTLINE

■ 第34回通常総会  
■ 事業レポート

■ 会員訪問 こんには (有)ナチュラルプランニング  
■ 鶴見税務署からのお知らせ

日 時	行事名	場 所
<b>7月</b>		
7月 3日(土)	9:00～ パソコン教室「Word講座」	法人会会議室
7月 6日(火)	13:30～ 女性部会パソコン研修会	法人会会議室
7月 8日(木)	14:00～ 正副会長会	法人会会議室
7月 8日(木)	15:00～ 常任役員会	法人会会議室
7月 8日(木)	17:00～ 厚生委員会	法人会会議室
7月10日(土)	9:00～ パソコン教室「Word講座」	法人会会議室
7月12日(月)	18:30～ 市場北支部幹事会	キリンピアビレッジ
7月12日(月)	19:00～ 青年部会役員会	法人会会議室
7月13日(火)	13:30～ 女性部会パソコン研修会	法人会会議室
7月20日(火)	13:30～ 女性部会パソコン研修会	法人会会議室
7月21日(水)	10:30～ 理事会	法人会会議室
7月21日(水)	17:30～ 上東吉支部幹事会	京竹館
7月22日(木)	8:00～ ファミリー研修会	東京ディズニーシー
7月27日(火)	13:30～ 新設法人説明会	法人会会議室
7月28日(水)	13:30～ 女性部会パソコン研修会	法人会会議室
7月28日(水)	13:30～ 決算法人説明会	税務署会議室
7月29日(木)	18:00～ 組織委員会	中村屋
7月31日(土)	9:15～ 泉法連社会貢献活動「ヤビツ跡下草刈り」	丹沢山ヤビツ跡
<b>8月</b>		
8月22日(日)	13:00～ 鶴見川いかだフェスティバル	佃野公園
8月26日(木)	13:30～ 新設法人説明会	法人会会議室
8月27日(金)	13:30～ 決算法人説明会	税務署会議室
8月27日(金)	14:00～ 源泉所得税研修会	法人会会議室
<b>9月</b>		
9月 1日(水)	13:30 税法研修会(開講式)	法人会会議室
9月 4日(土)	9:00 パソコン教室「Excel講座」	法人会会議室
9月 7日(火)	税制問題研究会	ホテルおかだ
9月 8日(水)	13:30 税法研修会	法人会会議室
9月 8日(水)	17:30 総務財政委員会	法人会会議室
9月11日(土)	9:00 パソコン教室「Excel講座」	法人会会議室
9月13日(月)	女性部会連絡協議会	新横浜国際ホテル
9月14日(火)	13:30 税法研修会	法人会会議室
9月15日(水)	13:30 新設法人説明会	法人会会議室
9月15日(水)	17:30 講演会「社長さんのための経営講座」	鶴見会館
9月16日(木)	13:30 決算法人説明会	税務署会議室
9月16日(木)	14:00 女性部会税務研修会	法人会会議室
9月17日(金)	14:00 源泉所得税研修会	法人会会議室
9月17日(金)	17:30 役員支部幹事合同研修会	翠華楼
9月22日(水)	全法連税制改正要望大会	未定
9月22日(水)	13:30 税法研修会	法人会会議室
9月28日(火)	18:00 委員長部会長会	法人会会議室
9月29日(水)	13:30 税法研修会	法人会会議室



## PROFILE

- (有) 天金  
 ● 鶴見区生麦5-12-2 (生麦支部)  
 ● 代表取締役 三橋 忠司氏  
 ● 長女 高子さん  
 ● 昭和48年12月10日生まれ  
 ● 趣味 書道、観劇  
 <撮影地> 獅子ヶ谷 市民の森



## 第34回通常総会開催

早朝に接近を心配された台風は南海上を通過し、5月21日(金)は昼前から青空となりJR鶴見駅西口前翠華楼で第34回通常総会を開催しました。本田会長が議長を務め、平成15年度事業報告・決算報告と平成16年度事業計画・予算及び会館建設準備積立金積立留保と一部取り崩しの件が議案どおりに承認されました。その詳細は2ページから5ページの記事をご覧ください。

総会の議事に続いて功労者表彰式をおこな

い、安藤税務署長様ほかご来賓の方々のご祝辞も賜り、その後懇親会をおこないました。

鶴見法人会は平成16年度も総会決議の事業計画及び予算を基に支部活動を充実活発化し、さらに魅力ある事業を展開することでより多くの会員のご参加を望んでいます。会員を増強すると共に一般の方々を含めた地域貢献運動も推進します。本年度も会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。



本田会長



安藤鶴見税務署長



小倉鶴見区長



田濃税理士会支部長

# 平成16年度事業計画

平成16年4月1日～平成17年3月31日

## 基本方針

### 1.組織の拡充強化

健全な納税者団体として、事業の公益性を高めるため、会員増強運動により組織強化を図るとともに組織の質的向上に努める。

### 2.租税負担の合理化

適正公平な税制を確立し租税負担の合理化を図るため、常に租税に関する調査研究をおこなうとともに、会員の税制改正要望意見を結集し、上部組織を通じ関係当局に対して強力で税制改正要望をおこなう。

### 3.税制行政への協力

税務当局との相互信頼により税制行政の円滑な運営に協力し、適正な申告納税制度の充実発展に寄与するとともに、会員総意の要望意見を反映させる。

### 4.企業経営の健全化

企業経営の健全な発展を期し、企業の合理化、生産性の向上を図るため、経営、経理等に関する知識の普及、納税道義の向上に努める。

## 重点事項

### 1.支部活動の活性化

(1) 法人会活動の基本は支部活動の活性化にある。このため地域に密着した支部活動を活発に展開し、会活動の原動力になるよう努める。

### (2) 退会防止施策

長引く不況と不透明な時代を反映し、去り行く会員が近年にたく増加している。この実情を踏まえ、まず地元、近所から、会員どうしの輪を広げ合い会員企業の相互連携を密にして地域に密着した組織を構築し、会全体が一致協力して退会防止に努める。

(3) 支部活動を活発に展開するため、各支部は支部幹事会を年2回以上開催し、また、会員

## 感謝状並びに記念品贈呈者

### 1 退任理事

滝井利興業株式会社 …… 渡邊 秀夫 様

### 2 退任幹事

有限会社渡辺電機商会 …… 渡辺 勝己 様

有限会社丸武 …… 南 宏 様

株式会社アミテック …… 要田 和美 様

有限会社柳商店 …… 柳 正平 様

株式会社内田建商 …… 内田 実 様

日伸興業株式会社 …… 斎藤 孝昭 様

大沼工業株式会社 …… 大沼 春子 様

丸上株式会社 …… 雨宮 敏晴 様

株式会社マウンテン …… 横山 喜一 様

株式会社宮崎自動車 …… 宮崎 良樹 様

松本工業株式会社 …… 松本 秀雄 様

### 3 会員増強に伴う個人表彰

#### 5 社入会

大同生命保険株式会社 …… 谷地 かよ子 様

#### 4 社入会

吉田不動産株式会社 …… 吉田 弘子 様



研修会を年1回以上開催するよう努める。

## 2.事業活動の充実

(1)「パソコン教室」の充実を図るため、研修内容を初級から中級程度と習熟度別に対応できるようにする。

(2) 会員の資質の向上を図るため、より多く会員の参加が見込まれる魅力ある研修会、講演会等の事業の企画・開催を更に推進する。

## 3.広報活動の充実

会報誌ホットラインについて、読みやすく、会員のニーズにあう内容への刷新など更なる充実化を図り、会員に親しまれるものとするよう努める。

## 4.友誼団体との連携協調

効率的な事業活動及び会員増強の必要性から、税理士会及び青色申告会等の友誼団体と積極的な連携協調を図る。

## 5.その他

(1) 地域社会貢献運動を推進する。

今年度も、青年部会が主体となり、鶴見区フェスティバル実行委員会に協賛し、夏の「鶴

見川いかだフェスティバル」に参加する。会場内にて「わんぱく広場」として各種イベントを企画・実行し、区民にふれあいの場を提供するとともに、「チャリティーバザー」を開催し、その収益金を鶴見区社会福祉協議会に寄贈する予定である。

また、女性部会においても、11月の鶴見区文化祭に呼応し、「女性部会チャリティーバザー」を開催し、その収益金を鶴見区社会福祉協議会に寄贈する予定である。

(2) 会員企業のIT化をサポートするため研修用パソコン15台を常時使用可能とし、支部単位では初級講座（スイッチオンからインターネットまで）、委員会事業として中級講座（ワード・エクセル）の講座を開催し、パソコンの普及を図る。

(3) 11月の「税を知る週間」では、協賛事業としてJR鶴見駅東口にて「街頭広報」および「法人劇場」を開催し、会員はもちろん広く地域の方々にも積極的な参加を呼びかけ、税の啓蒙活動をおこなう。

### 3 社入会

有限会社マルナカ商店 ……植原 信吉 様  
株式会社北原不動産 ……北原 美智子 様  
大同生命保険株式会社 ……長谷川 宇多子 様  
大同生命保険株式会社 ……秋元 昌子 様  
A I U 保険会社 ……大沼 眞一 様  
アメリカンファミリー生命保険会社 ……狩野 美由紀 様

### 2 社入会

澤野商事株式会社 ……澤野 文男 様  
ステイト工業株式会社 ……中根 康子 様

株式会社エル・ファン ……難波 みや子 様  
株式会社サクマ ……佐久間 務 様  
大同生命保険株式会社 ……福本 緑朗 様  
大同生命保険株式会社 ……新藤 真佐子 様  
大同生命保険株式会社 ……宇佐美 利美 様  
大同生命保険株式会社 ……高倉 玲子 様  
アメリカンファミリー生命保険会社 ……石原 聡 様

平成15年度一般会計特別会計収支計算書

日 平成15年4月1日  
至 平成15年3月31日

(単位円)

【収入の部】

科 目	予算額	決算額	差異	一般会計	特別会計
1 基本財産運用収入	8,000	2,929	3,071	2,929	0
(基本財産利息収入)	8,000	2,929	3,071	2,929	0
2 会費収入	40,800,000	43,875,811	△ 3,076,811	43,875,811	0
(一般会費収入)	35,500,000	37,934,900	△ 2,434,900	37,934,900	0
(青年部・女性部会費収入)	5,000,000	5,840,711	△ 840,711	5,840,711	0
3 事業収入	7,858,000	9,342,194	△ 1,484,194	8,368,902	976,292
(研修会費収入)	5,208,000	6,498,900	△ 1,290,900	6,498,900	0
(支部事業収入)	1,700,000	1,887,002	32,998	1,887,002	0
(広告収入)	250,000	200,000	50,000	200,000	0
(事務手数料収入)	700,000	978,292	△ 278,292	0	978,292
4 補助金収入	5,612,000	5,589,600	22,400	5,589,600	0
(全法連補助金収入)	4,412,000	4,136,800	275,200	4,136,800	0
(県法連補助金収入)	1,200,000	1,452,800	△ 252,800	1,452,800	0
5 雑費収入	9,645,000	9,976,424	△ 331,424	0	9,976,424
6 雑収入	200,000	185,829	14,171	185,829	0
(受取利息)	100,000	116,235	△ 16,235	116,235	0
(雑収入)	100,000	69,594	30,406	69,594	0
7 固定資産売却収入	0	390,000	△ 390,000	390,000	0
(車両運搬具売却収入)	0	390,000	△ 390,000	390,000	0
8 特定預金収入	0	2,185,100	△ 2,185,100	2,185,100	0
(退職遊覧全取戻収入)	0	2,185,100	△ 2,185,100	2,185,100	0
9 繰入金収入	1,878,797	2,440,308	△ 561,511	2,440,308	0
当期収入合計(A)	65,699,797	73,677,995	△ 7,978,198	68,725,279	10,952,716
前期繰越収支差額	9,638,451	9,638,451	0	9,638,451	0
収入合計(B)	75,338,248	83,316,446	△ 7,978,198	78,363,730	10,952,716

【支出の部】

科 目	予算額	決算額	差異	一般会計	特別会計
1 事業費	34,694,000	33,699,930	994,070	30,974,593	2,725,337
(研修会費)	12,349,000	10,654,255	1,694,745	10,654,255	0
(広報費)	180,000	151,138	28,862	127,863	23,275
(会費発行費)	4,860,000	4,786,954	73,046	4,786,954	0
(会員増進推進費)	1,534,000	1,629,595	△ 95,595	1,629,595	0
(福利厚生対策推進費)	250,000	281,000	△ 31,000	0	281,000
(支部活動費)	7,000,000	7,200,541	△ 200,541	6,091,658	1,108,883
(青年部・女性部活動費)	7,071,000	7,795,577	△ 714,577	6,598,598	1,198,979
(県法連会費)	300,000	325,500	△ 25,500	325,500	0
(調査研究費)	450,000	338,000	112,000	285,948	52,052
(負担金支出)	250,000	150,303	99,697	150,303	0
(渉外費)	50,000	25,000	25,000	21,150	3,850
(雑費)	400,000	372,067	27,933	314,769	57,298
2 会議費	4,035,000	3,592,011	442,989	3,038,842	553,169
(総会費)	2,852,000	2,508,698	343,302	2,122,359	386,339
(役員会費)	400,000	550,273	△ 150,273	485,531	64,742
(委員会費)	683,000	405,040	277,960	342,664	62,376
(その他会議費)	100,000	128,000	△ 28,000	108,288	19,712
3 管理費	27,838,000	30,049,786	△ 2,211,786	24,815,824	5,233,962
(給料手当)	16,000,000	15,957,180	42,820	13,499,774	2,457,406
(アルバイト給料手当)	0	34,640	△ 34,640	29,305	5,335
(福利厚生費)	2,000,000	2,189,661	△ 189,661	1,952,453	337,208
(旅費交通費)	60,000	99,194	△ 39,194	83,918	15,276
(通信運搬費)	850,000	667,474	182,526	564,683	102,791
(什器備品費)	150,000	19,800	130,200	18,751	3,049
(リース料)	750,000	668,052	81,948	565,172	102,880
(消耗品費)	200,000	197,696	2,304	167,251	30,445
(修繕費)	50,000	18,007	31,993	15,234	2,773
(印刷製本費)	1,350,000	1,270,798	79,202	1,075,095	195,703
(燃料費)	20,000	2,249	17,751	1,903	348
(光熱水道料)	400,000	416,446	△ 16,446	352,313	64,133
(賃借料)	4,600,000	4,930,170	△ 330,170	4,170,924	759,246
(宅租公課)	700,000	716,600	△ 16,600	0	716,600
(支払手数料)	350,000	342,714	7,286	289,936	52,778
(図書新購費)	55,000	54,750	250	46,318	8,432
(雑費)	300,000	256,055	43,945	216,623	39,432
(退職金)	0	2,185,100	△ 2,185,100	1,848,595	336,505
(保険料)	0	23,140	△ 23,140	19,576	3,564
4 固定資産取得	2,700,000	2,597,385	102,615	2,597,385	0
(什器備品購入支出)	2,700,000	2,597,385	102,615	2,597,385	0
5 特定預金支出	2,000,000	95,456	1,904,544	95,456	0
(退職給付引当金支出)	0	95,456	△ 95,456	95,456	0
(老年行事積立預金支出)	2,000,000	0	2,000,000	0	0
(合則取戻積立預金支出)	0	0	0	0	0
6 繰入金支出	1,878,797	2,440,308	△ 561,511	0	2,440,308
7 予備費	2,195,451	0	2,195,451	0	0
当期支出合計(C)	75,338,248	72,474,816	2,863,432	61,522,100	10,952,716
当期収支差額(A)-(C)	△ 9,638,451	1,203,179	△ 10,841,630	1,203,179	0
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	10,841,830	△ 10,841,830	10,841,830	0



## 平成16年度一般会計特別会計収支予算書

日 平成16年4月1日  
年 平成17年3月31日

〔収入の部〕

(単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	差 異	一般会計	特別会計
<b>1 基本財産運用収入</b>	<b>8,000</b>	<b>6,000</b>	<b>△1,000</b>	<b>8,000</b>	<b>0</b>
(基本財産利息収入)	8,000	6,000	△1,000	8,000	0
<b>2 会 費 収 入</b>	<b>43,700,000</b>	<b>40,500,000</b>	<b>3,200,000</b>	<b>43,700,000</b>	<b>0</b>
(一般会費収入)	35,000,000	35,500,000	△500,000	35,000,000	0
(青年部女性部会費収入)	8,700,000	5,000,000	3,700,000	8,700,000	0
<b>3 事業収入</b>	<b>9,900,000</b>	<b>7,658,000</b>	<b>2,042,000</b>	<b>9,200,000</b>	<b>700,000</b>
(研修会費収入)	7,300,000	5,208,000	2,092,000	7,300,000	0
(文部事業収入)	1,700,000	1,700,000	0	1,700,000	0
(広告収入)	200,000	250,000	△50,000	200,000	0
(事務手数料収入)	700,000	700,000	0	0	700,000
<b>4 補助金収入</b>	<b>5,557,000</b>	<b>5,612,000</b>	<b>△55,000</b>	<b>5,557,000</b>	<b>0</b>
(金法連補助金収入)	4,357,000	4,412,000	△55,000	4,357,000	0
(県法連補助金収入)	1,200,000	1,200,000	0	1,200,000	0
<b>5 雑収入</b>	<b>9,407,000</b>	<b>9,645,000</b>	<b>△238,000</b>	<b>0</b>	<b>9,407,000</b>
<b>6 雑収入</b>	<b>150,000</b>	<b>200,000</b>	<b>△50,000</b>	<b>150,000</b>	<b>0</b>
(受取利息)	100,000	100,000	0	100,000	0
(雑収入)	50,000	100,000	△50,000	50,000	0
<b>7 特定預金取崩収入</b>	<b>280,000</b>	<b>0</b>	<b>280,000</b>	<b>280,000</b>	<b>0</b>
(青年行事積立金取崩収入)	280,000	0	280,000	280,000	0
<b>8 繰入金収入</b>	<b>2,440,308</b>	<b>1,878,797</b>	<b>561,511</b>	<b>2,440,308</b>	<b>0</b>
<b>当期収入合計(A)</b>	<b>71,439,308</b>	<b>65,699,797</b>	<b>5,739,511</b>	<b>61,332,308</b>	<b>10,107,000</b>
<b>前期繰越収支差額</b>	<b>10,841,630</b>	<b>9,638,451</b>	<b>1,203,179</b>	<b>10,841,630</b>	<b>0</b>
<b>収入合計(B)</b>	<b>82,280,938</b>	<b>75,338,248</b>	<b>6,942,690</b>	<b>72,173,938</b>	<b>10,107,000</b>

〔支出の部〕

科目	予算額	前年度予算額	差 異	一般会計	特別会計
<b>1 事業費</b>	<b>37,410,000</b>	<b>34,694,000</b>	<b>2,716,000</b>	<b>34,908,000</b>	<b>2,504,000</b>
(研修会費)	11,000,000	12,349,000	△1,349,000	11,000,000	0
(広報費)	150,000	190,000	△40,000	129,000	21,000
(会報発行費)	4,700,000	4,880,000	△180,000	4,700,000	0
(会費増強経費)	1,600,000	1,534,000	66,000	1,600,000	0
(福利厚生制度推進費)	280,000	250,000	30,000	0	280,000
(支部送金)	7,000,000	7,000,000	0	6,213,000	787,000
(青年部女性部会活動費)	10,920,000	7,071,000	3,849,000	9,830,000	1,290,000
(県法連会費)	330,000	300,000	30,000	330,000	0
(調査研究費)	450,000	450,000	0	387,000	63,000
(負担金支出)	250,000	250,000	0	250,000	0
(渉外費)	50,000	50,000	0	43,000	7,000
(慶弔費)	400,000	400,000	0	344,000	56,000
(青年行事費)	280,000	0	280,000	280,000	0
<b>2 会議費</b>	<b>3,900,000</b>	<b>4,038,000</b>	<b>△138,000</b>	<b>3,351,000</b>	<b>549,000</b>
(総会費)	2,600,000	2,852,000	△252,000	2,234,000	366,000
(役員会費)	680,000	400,000	280,000	567,000	83,000
(委員会費)	500,000	683,000	△183,000	430,000	70,000
(その他会議費)	140,000	100,000	40,000	120,000	20,000
<b>3 管理費</b>	<b>28,650,000</b>	<b>27,835,000</b>	<b>815,000</b>	<b>24,036,308</b>	<b>4,613,692</b>
(給料手当)	16,000,000	16,000,000	0	13,944,000	2,056,000
(アルバイト給料手当)	250,000	0	250,000	250,000	0
(福利厚生費)	2,200,000	2,000,000	200,000	1,890,000	310,000
(旅費交通費)	280,000	60,000	220,000	241,000	39,000
(通信運搬費)	700,000	850,000	△150,000	602,000	98,000
(什器備品費)	150,000	150,000	0	129,000	21,000
(リース料)	700,000	750,000	△50,000	602,000	98,000
(消耗品費)	200,000	200,000	0	172,000	28,000
(修繕費)	40,000	50,000	△10,000	34,400	5,600
(印刷製本費)	1,400,000	1,350,000	50,000	1,203,408	196,592
(燃料費)	20,000	20,000	0	17,200	2,800
(光熱水道料)	450,000	400,000	50,000	387,000	63,000
(賃借料)	4,600,000	4,600,000	0	3,997,000	603,000
(宅租公課)	1,000,000	700,000	300,000	0	1,000,000
(支払手数料)	350,000	350,000	0	301,000	49,000
(図書新聞費)	60,000	55,000	5,000	51,600	8,400
(雑費)	250,000	300,000	△50,000	214,700	35,300
<b>4 固定資産取得</b>	<b>300,000</b>	<b>2,700,000</b>	<b>△2,400,000</b>	<b>300,000</b>	<b>0</b>
(什器備品購入支出)	300,000	2,700,000	△2,400,000	300,000	0
<b>5 特定預金支出</b>	<b>2,000,000</b>	<b>2,000,000</b>	<b>0</b>	<b>2,000,000</b>	<b>0</b>
(還付給与引当金支出)	0	0	0	0	0
(青年行事積立預金支出)	2,000,000	2,000,000	0	2,000,000	0
(会費取得積立預金支出)	0	0	0	0	0
<b>6 繰入金支出</b>	<b>2,440,308</b>	<b>1,878,797</b>	<b>561,511</b>	<b>0</b>	<b>2,440,308</b>
<b>7 予備費</b>	<b>7,580,630</b>	<b>2,195,451</b>	<b>5,385,179</b>	<b>7,580,630</b>	<b>0</b>
<b>当期支出合計(C)</b>	<b>62,280,938</b>	<b>75,338,248</b>	<b>6,942,690</b>	<b>72,173,938</b>	<b>10,107,000</b>
<b>当期収支差額(A)-(C)</b>	<b>△10,841,630</b>	<b>△9,638,451</b>	<b>△1,203,179</b>	<b>△10,841,630</b>	<b>0</b>
<b>次期繰越収支差額(B)-(C)</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

# 平成17年度税制改正要望書

鶴見法人会では、平成17年度の税制改正要望事項を次のとおり提出いたしました。

## ■ 基本事項

経済の国際化に対応した、  
公平、中立、簡素な税制の構築。

【説明】現在は経済の国際化が急務に進んでおり、他国の税制に見劣りのない税制の確立が求められる。我が国の企業が世界で戦い抜くことのできる税制の構築を望む。

## ■ 個別事項

### 消費税の見直し

【説明】財政難から近い将来に消費税の増税が予想されるが、その上げ幅を圧縮するために事業者免税のような例外措置等を廃止し、広く浅く簡素な消費税制をつくること。

### 相続税における物納の見直し

【説明】近年土地による物納が多いが、これは当該不動産の公示地価の価格（課税の基礎になる路線価は公示価格の8割とされている。）が適正ではないことによる。したがって、これについては、納税者の自由な選択で物納する土地を選択できるように制度を変更すること。

### 法人税における欠損金の繰り戻し、繰越の再考

【説明】平成16年度税制改正で、欠損金の繰越期間が5年から7年に延長された。しかし、米国では欠損金を前2年間にさかのぼって繰り戻すことができ、税金の還付を受けることができる。また、その後20年わたって、繰り越すことができる。銀行の繰り延べ税金（資産）の問題を解決するためや企業の国際競争力を高める為に、欠損金の繰り戻し2年、繰越20年とすること。

### 所得税における譲渡所得の譲渡損の損益通算と控除

【説明】平成16年度税制改正で、土地、建物等の譲渡所得課税の特例（青色申告した場合での譲渡損の他の所得との通算及び翌年以降への繰

越及び長期譲渡所得の100万円控除）を廃止した。この改正は米国の税法にあるcapitalgain課税をモデルにしたものだと思うが、アメリカの税法のように売却損を1年間で最高3,000ドルまで通常の所得と控除できるようにし、控除しきれない場合は無期限に翌年に繰り延べられよう改正すること。

### 事前照会の改善

【説明】平成16年3月29日から、特定の納税者の個別事情に係る事前照会についても、一定の要件に該当しない限り、文書回答手続の対象とすることになったが、事前照会者名、照会内容及び回答内容が公表されること、取引等の事実関係等に仮定や選択の余地の部分があるものや、個々の財産の評価や取引等価額の算定・妥当性の判断に関するものが手続の対象とならない等制約が多く、利用できるこのような制約をなくすこと。

### 留保金課税を非同族会社に拡大し、その税率を引き下げること。

【説明】留保金課税を非同族会社に拡大し、その増収をもとにして現在の定額基準で1,500万円、所得比率基準で35%相当額、積立金基準額を引き上げること。また、これに関連し、現行10%、15%、20%の税率を引き下げること。

### 自社株の売買による譲渡益はすべて譲渡所得とし、みなし配当課税を廃止すること。

【説明】従来、非上場会社の自社株を会社に売却した場合、譲渡益の大半が税務上、利益積立金の払い戻しとみなされ、配当控除はあるが配当所得として総合課税の対象となり、最高50%の税率で課税されていた。しかし、相続税がある人は16年の改正により、相続後3年以内はみなし配当課税をおこなわず、譲渡益の20%が課税されることになったが、相続税や期間の限定等の制限をはずし自社株の売買による譲渡益はすべて譲渡所得とすること。



## 源泉部会 第22回源泉所得税研修会開講式

5月10日(月)

5月から全6回の研修会で第1回目の5月10日(月)は受講者28名が出席し、小西鶴見税務署副署長、水谷法人課第2部門統括官をお迎えし、坂室源泉部会長が臨席して開講式をおこない今年度の源泉所得研修会が始まりました。また3回目以降のテーマ毎の聴講についても、皆様のお申し込みをお待ちしております。



## 青年部会 第25回通常総会

5月11日(火)

鶴見パールホテル2階会議室で、安藤敏雄鶴見税務署長ほか8名の来賓と部会員46名が出席して青年部総会を開催し、すべての議案は承認成立した。横溝部会長は「昨年度は仲間づくりと新入会員の入会に力を注いだが、今年度も引き続き当部会を発展させたい」と抱負を語り、安藤署長は来賓あいさつで「今年度も青年部会を応援してゆきたい」と述べられ、総会後の懇親会は鶴見税務署と青年部会の絆を深くするものとなった。



## 豊岡・佃野支部 支部会員研修会

5月20日(木)

小雨にけむる肌寒い天候の中、支部会員23名の参加で大本山総持寺見学会をおこなった。見学者の案内・接待世話係の僧侶の先導のもと、200余名の修行僧が一日2回磨き上げるといふ100間廊下を通り、大きな太鼓の音に驚いた鐘鼓堂、座禅のための衆寮、本堂にあたる大相堂、厨房の神様である大きな大黒様の安置された紫雲台などを見学後、おいしい精進料理をいただきながら、会員相互の親睦のひと時を過ごしました。



## 厚生委員会 救急救命講習会

5月27日(木)

鶴見消防署予防課3名の担当官を講師に迎え、ダミー人形3体を使い、119番への通報、意識の確認、気道の確保、人工呼吸、心臓マッサージ等を体験する講習会を開催した。受講者24名の方には、後日講習終了証が交付されます。心臓停止から救急車の到着(平均約6分)までに適切な処置をおこなえば、蘇生率が50%になると言われています。この講習会3時間の経験で尊い人命が救えるかも知れません。



## 厚生委員会 釣り大会

5月29日(土)

会員の「隠居屋」さんより参加20名の釣り人を乗せて朝8時に出船し、釣り場ポイントへ舵をとりました。すでに沢山の釣り船が集まっていて、腕に自信のある方は積極的に釣り数を伸ばし、そのお楽しみの時間はあっという間に過ぎ、沖上がりの時刻になってしまいました。戻った後、釣れたより大きな白ギス3匹の合計重量で釣果を競いました。

第1位

大同生命保険(株)  
福本緑明 様

第2位

(資)遠藤製作所  
山崎雄次郎 様

第3位

松浦企業(株)  
佐田一喜 様



## 女性部会 女性部会パソコン教室

6月1日(火)~6月10日(木)

女性部会のパソコン教室は定例となりまして、今回は新しい参加者も数多くすでにパソコンに精通している方を多く見受けました。私、井上は毎回参加していますが、普段パソコンに触れることが少ないのです。講師の先生のとでもわかりやすい説明を受けながら段々楽しく覚えられるようになりました。



## 事業委員会 第1回パソコン教室

5月29日(土)・6月5日(土)

今回の教室は「Word講座」でした。この教室は毎回大変好評で、第2回はWord講座「7月3日(土)・10日(土)」、第3回はExcel講座「9月4日(土)・11日(土)」も予定しています。



## 市場南支部 ナイター観戦研修会

6月5日(土)

支部会員47名が参加し横浜球場で横浜対阪神戦を観戦した。ナイター日和で接戦の試合に観客の声援が大変賑やかだった。



## 厚生委員会 1日人間ドック

5月29日(土)・6月1日(火)・4日(金)・7日(月)

1日人間ドック形式で生活習慣病検診を4日間にわたり鶴見会館で実施した。腫瘍マーカー検査、超音波検査等に198名の方が受診された。次回は12月に予定しています。



## 事業委員会 第1回社長さんのための経営講座

6月10日(木)

「成功事例に学ぶ勝ち組中小企業の条件」の演題で、横浜商科大学教授 田邇良弘先生を講師にお迎えし、80名が出席して経営講座を開催した。田邇先生は横浜銀行鶴見西口支店長の経験があり鶴見との縁が深い。中小企業が勝ち組になるにはどのように進めばよいのか、実例を挙げての講演内容で、私たち一人一人にとって有意義な内容でした。



## 税制委員会 初級簿記講習会

6月14日(月)～6月25日(金)

全10日間の講習会を法人会会議室で開催した。東京地方税理士会鶴見支部の成富正夫税理士(前半)、高川弘一税理士(後半)が講師を担当し、会員企業からの14名の受講者が簿記の仕組みから決算までの講義を受けた。5割以上出席した受講者には受講証書を手渡した。



# 内藤労務管理事務所

(併設) 労働保険事務組合 神奈川労務管理協会  
(厚生労働大臣認可団体)

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央4-32-1 UNEXビル402号  
TEL.045-501-1551 FAX.045-501-7564

### 業務内容

労務管理相談(採用から退職まで)  
労災保険、雇用保険に関する事務の一切  
健康保険・厚生年金に関する事務の一切

- ◆事務のすべてを代行しますので事業主の負担が軽減されます。
- ◆事業主、家族従事者、建設業の自営業者も労災保険に加入できます。
- ◆官公庁への報告、出頭、届出、調査を代行します。
- ◆人事、給与の秘密が保てます。
- ◆給与計算事務も行っています。

## 青年部会 青年部会海外研修会

6月11日(金)~13日(日)

青年部会創立25周年特別企画で6月11日から13日までの2泊3日、中華人民共和国大連市を中心に海外研修会(福利院訪問)を実施しました。

11日早朝に現役部会員16名と0日会員2名の計18名で成田空港を出発し、昼過ぎの大連国際空港に到着しました。昼食後大連市内と大連港を訪問し、活気にあふれる街並みや横浜港を彷彿させる倉庫街や港湾設備を見学し、中国経済の力強さを目の当たりにしました。夕食の東北料理を堪能してから夜市を訪れ、溢れんばかりの人並みと100軒を超える出店に圧倒され庶民文化に触れてきました。

翌12日には日本からの寄贈品(ぬいぐるみ200個、絵本50冊、ノート150冊、ボールペン200本等)を携えて、今回のメイン事業である「大連市社会福祉院」訪問をしました。この訪問にあたり大連市民政局の社会福祉事務局長 楊福彬氏が宿泊のホテルまで出迎えに来られるという歓迎を受け、同行されて福利院へ向かいました。福利院ではまず会議を開催し、お互いの自己紹介や活動報告から始めて活発な議論を交わしました。その後施設内の孤児院へ移動し、日本からの寄贈品を贈呈す

ると先生を含め子供達が大喜びをして、感謝のこもった踊りや中国の歌を披露して頂き、共に遊んで楽しいひとときを過ごしました。その後一路旅順に向かい農村料理の昼食をし、水師営・203高地・東鶏冠山等日露戦争の爪跡を見学して日本とロシアや中国の歴史を回顧し、参加者一同占領戦争の悲惨さに深く考えさせられました。夜は二胡や胡弓などの中国古典楽器の演奏家5名をお招きして生演奏を聴きながら広東料理に舌鼓し、演奏後楽器の説明をされたり体験演奏をしたりして中国の古典芸能に触れる貴重な体験で中国の夜を楽しみました。

13日午前中は大連の商業施設で買物等を楽しみ、午後の便で全員がそれぞれ研修の成果を得て帰国の途に着きました。2泊3日の短い日程でしたが、好天に恵まれ充実した研修会を完了して参加者一同成田で解散し、心地よい達成感のなか、家路に向かいました。

最後となりますが今般日中の国際親善の一役を担う福利院訪問に際しては、当部会の趣旨にご賛同されて、会員各位様、横浜銀行鶴見西口支店様、(有)マリンツーリスト様を始め多くの方々よりたくさんのお寄せ品を頂きましたことに心よりお礼申し上げます。誠にありがとうございました。



大連港展望台にて



会議風景…真剣な議論に一同緊張気味?



文房具などの寄贈品をわたす。  
無邪気な子供の笑顔に国境はないと、一閃感じた一瞬!



通訳を交えて、桃満部会長が訪問の趣旨を説明する





施設の子供たちや市民ボランティアの方々と記念撮影



ロシア軍ステッセル将軍と乃木将軍が会見した水館宮の建物



二〇三高地より旅順を望む



東鶏冠山に残る日露両軍の激戦の爪痕



上野駅を模した大連駅前



東鶏冠山の慰霊碑

# 鶴見税務署からのお知らせ

## 平成16年度 税制改正のポイント

### 法人課税関係（法人税等）

#### 1. 欠損金の繰越期間の延長

青色欠損金（及び災害による損失金）の繰越期間が7年間（現行5年間）に延長されます。

【適用】平成13年4月1日以後開始する事業年度発生分の欠損金額から

例）平成14年3月期に発生した欠損の場合

区分	14	15	16	17	18	19	20	21
改正前		○	○	○	○	○	×	×
改正後	欠損	○	○	○	○	○	○	○

○…控除可能 ×…控除不可

※ これに合わせて、帳簿書類の保存期間も一律7年に統一されます。

#### 2. 過少申告に係る更正期間制限の延長

偽りその他不正の行為以外の過少申告に係る更正（税務署による課税処分）の期間制限が5年（現行3年）に延長されます。

【適用】平成13年4月1日以後に開始する事業年度分から適用されます。

#### 3. 土地重課制度の適用停止の延長

土地等の譲渡益に対し5%ないし10%の特別税率で追加課税する、いわゆる土地重課制度の適用停止措置が5年間延長され、引き続き土地重課制度は適用されません。

【適用】平成20年12月31日までの間に行う譲渡につき、引き続き適用停止。

#### 4. 特定の資産の買換えに係る課税の特例の適用期限の延長

国内にある長期所有（10年超）の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えにつき、特定資産の買換えに係る圧縮記帳の適用期限が3年間延長され引き続き適用できます。

【適用】平成18年12月31日までに譲渡した資産が対象。

#### 5. 中小企業投資促進税制の延長

中小企業者等が一定の機械等を取得した場合におけ

る投資促進税制が2年間延長されます。

ただし、適用対象設備のうち器具・備品の取得価額要件が、次表のとおり制限されます。

器具・備品	改正前	改正後
購入	100万円以上	120万円以上
リース	140万円以上	160万円以上

【適用】平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間に取得等をして、事業の用に供した適用対象設備。

#### 6. 連結付加税の廃止

連結納税制度を選択した法人に対する付加税が、適用期限到来をもって廃止されます。

【適用】平成16年4月1日以後開始する事業年度分から。

### 個人課税（株式）関係

#### 1. 中小同族株式に対する相続税の軽減措置の拡大（相続税）

特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例について、対象となる特定同族会社株式等の価額の上限が10億円（現行3億円）に引き上げられます。

【適用】平成16年1月1日以後、相続等により取得した財産から

#### 2. 非上場株式の譲渡益に対する税率の引下げ（所得税）

上場株式等以外の株式等を譲渡した場合の譲渡所得に対する税率が、以下のとおり引き下げられます。

改正前	改正後
26%	20%
（所得税20% 住民税6%）	（所得税15% 住民税5%）

【適用】平成16年1月1日以後の株式の譲渡から

### 個人課税（土地・住宅）関係（所得税）

#### 1 土地譲渡益課税の税率引下げ

土地建物等の譲渡に係る譲渡所得に対する税率



が、以下のとおり引き下げられます。

譲渡所得	改正前	改正後
長期	26% (所得税20% 住民税6%)	20% (所得税15% 住民税5%)
短期	56% (所得税40% 住民税12%)	39% (所得税30% 住民税9%)

【適用】平成16年1月1日以後の土地等の譲渡から

## 2. 土地等の譲渡所得と他の所得との損益通算の廃止

土地・建物等の譲渡による損失は、その他の所得との通算及び翌年以降への繰越しができなくなります。

【適用】平成16年分以後の所得税及び平成17年度分以後の個人住民税から

## 3. 特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除

上記の2にかかわらず、特定居住用財産の買換え等の譲渡損失の繰越控除制度が3年間延長されます。また、一定の住宅借入金の残高を有することとする要件は廃止されます。

【適用】平成16年1月1日から平成18年12月31日までの間の譲渡

## 4. 住宅ローン減税の延長

住宅借入金を有する場合の所得税額の控除（住宅ローン減税）が、平成20年入居分まで延長されます。なお、控除の対象となる借入金の残高と、控除率は入居年分により変わります。

【適用】平成16年入居分から平成20年入居分まで

## 個人課税（その他）関係（所得税）

### 1. 高齢者控除の廃止

来年の平成17年分から現行50万円の高齢者控除（所得控除）が廃止されます。

### 2. 公的年金等控除の縮小・土地等の譲渡所得と他の所得との損益通算の廃止

来年の平成17年分から公的年金等の収入から、雑所得を算出する際に差し引く公的年金等控除の金額のうち、65歳以上の人に対する優遇措置が縮小されます。

## 文書回答手続きが変わりました

文書回答手続きは、納税者サービスの一環として、取引等に係る税務上の取扱いに関する照会に対して、一定の要件の下に、文書により回答するとともに、その内容を公表することにより、納税者の皆様の税法の適用等に関する予測可能性の向上に役立てていただくことを目的として実施しています。

### 1. 文書回答手続きの対象範囲が広がりました

これまで対象外であった「特定の納税者の個別事情に係る取引等に関する事前照会」についても、一定の要件に該当しない限り、文書回答手続きの対象となりました。

### 2. 同業者団体等からの照会に対する文書回答手続きを別途定めました

傘下の構成事業者に共通する取引等に関する税務上の一般的な取扱いについて、同業者団体等が照会をされる場合に、一定の要件の下に、一般的な内容の文書回答をおこなうという手続きを定めました。

### 3. 受付の窓口

(1) 照会者が自ら実際におこなう（又はおこなった）取引等に関して照会をされる場合

→照会者の納税地を所轄する税務署

（注）次の場合には、受付窓口が異なりますので、ご注意ください。

①国税局所管法人がおこなう照会→所轄国税局の調査管理課（調査管理課、調査課）

②酒税の照会→製造場等の所轄税務署または所轄国税局の酒税課

③間接課税（印紙税を除く）の照会→製造場の所轄国税局の消費税課

(2) 同業者団体が、傘下の構成事業者に共通する取引等に関して照会をされる場合

→同業者団体等の主たる事務所を所轄する国税局の審理課 等

### 4. ご注意ください

(1) 文書回答がおこなわれる場合には、照会者名、照会内容および回答内容が公表されます。

(2) 文書回答手続きを利用される場合には、対象となる照会の範囲や提出が必要となる書類などについて一定の要件があります。ご照会の内容によっては、文書回答がおこなわれない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

平成16年6月から

## 国税電子申告・納税システム (e-Tax) がスタート

～ 4月1日から「開始届出書」の受付が始まっています ～

わが国では、政府全体として電子政府の実現に向けた取組がなされています。

e-Taxは、この一環として納税者の皆様の利便の向上を図る観点から導入されるものであり、平成16年6月からサービスが開始されます。

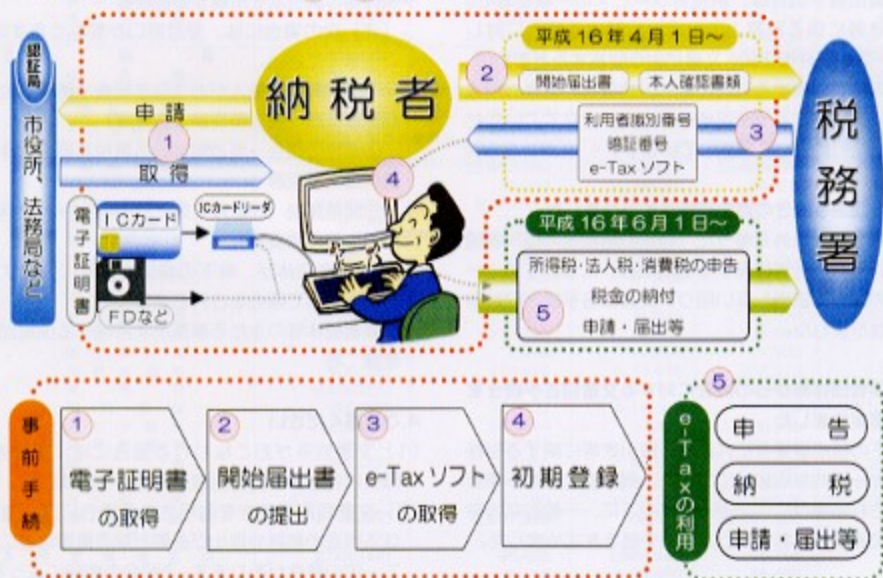
e-Taxのサービスが開始されると、所得税、法人税及び消費税の申告、すべての国税の納付並びに主な申請・届出などの手続きが、パソコンからインターネットを利用して可能となります。

今後、電子政府が実現して安定稼働に入りますと、官公庁に提出する様々な申請・届出などの手続きが、何時でも、どこでも、可能になります。

このような、高度情報化社会の便益を享受するためにも、是非、e-Taxの利用をご検討ください。

### e-Tax 利用の流れ

e-Tax を利用する際の流れは、①～⑤の順になります。



ホームページ又はヘルプデスクでお答えします

「e-Tax」ホームページ  
<http://www.e-tax.nta.go.jp>  
システムの概要やご利用に当たっての手続きなどについて掲載しています。

ヘルプデスク TEL 0570-015901(eこくぜい)  
利用開始のための手続きやe-Taxソフトなどに関連するご質問にお答えします。  
全国どこからでも市内の通話料金でご利用いただけます。



有限会社ナチュラルライフ・プランニング（馬場上の宮支部）



●会社の設立とあゆみ

高校生の時に華道部に入り趣味としてお花を始めました。そのうちに気づいてみるとお花が大好きになっていました。OL時代に「生け花」を続けつつ将来「お花の仕事をしたい!」と思いフラワーアレンジメントも並行して習いました。5年でアレンジメントのインストラクターになり教えながらお花を創り始めたのをきっかけに、口コミで仕事のご依頼が広がってきました。またインターネットにホームページを作り、ネットのご注文も加わり自宅のアトリエでは手狭となりました。そこで昨年の9月このお店を開いて今年の2月会社を設立しました。

●会社の特徴

「ナチュラルフラワー」

アジアテイストを感じさせるお店のイメージに、お花・お似合いの器・さりげない小物類はシンプルでナチュラルなものが並び、お花を愛する吉留さんの趣向を現しています。それがお客様に心地良さを感じさせるのでしょう。

「ブライダル用フラワー」

元々この仕事を始めたきっかけは友人の結婚式のお花を創る事でした。一生に一度の大切な瞬間のために、ご依頼を受けてからお打合わせを重ね悩み事を相談されることもあります。親身になってお花を創りお届けできた時に、お客様と一緒にその瞬間の喜びを感じられることがとても幸せです。

「ギフト用フラワー」

結婚式の後もわざわざご家庭に飾るお花や贈り物にとお花のご依頼をいただきます。花器やお花に添える小物も大変喜ばれます。お客様の真心をどう表現しようかと考えながらお届けいたします。

「業務用フラワー」

カフェのテーブルを彩るお花、会社の会議室に置くお花のご注文もいただくようになりました。その場に合せたお花を考えて好みを織り交ぜお届けをします。

●これからの夢

自然体で始めて自然にお客様とのふれあいが広がりました。ささやかな夢ですが「お花があって皆様の笑顔がある」そのような生活を多くのお客様に喜んでいただきたい。静かな語り口の中に、吉留さんのお人柄が感じられました。お忙しい中取材に協力して頂きありがとうございます。



鶴見区馬場1-6-26 サンメゾンTAKEDA 1F  
取締役社長 吉留 えみこ  
電話 & FAX : 045-571-0870  
<http://www.h2.dion.ne.jp/naturalf/>

## これからの主な催し

素敵な催しや役に立つ講習に是非ご参加ください

### ファミリー研修会

厚生委員会

7月22日(木)

「東京ディズニーシー」へ行きましょう!

集合場所: 金光教前

集合時間: 午前7時30分(時間厳守)

定員: 100名(バス2台)

定員になり次第締め切らせていただきます。

お申し込みは事務局までお早め。

### 地域社会貢献運動

#### 「丹沢山ヤビツ峠下草刈り」

青年部会・総務財政委員会

7月31日(土)

神奈川県法人会連合会が主催し、ヤビツ峠の下草刈りがおこなわれます。ハイキングを兼ねてご参加いかがですか。詳細については事務局まで。

### 鶴見川いかだフェスティバル

青年部会

8月22日(日)

場所: 佃野公園

時間: 午後1時~

「わんぱく広場」チャリティーバザーと役に立つ税金クイズが皆様をお待ちしております。なお、当日雨天の場合は29日におこなわれます。

### 源泉所得税研修会

源泉部会

8月27日(金)

第3回のテーマは、「経済的利益と源泉所得税」「非課税とされる給与」です。第3回目以降のテーマについて、途中の聴講したいテーマだけでも聴講できますので事務局までご連絡ください。

### 税法研修会

税制委員会

9/1(水)~10/6(水)

法人税等の知識を習得していただくため税法研修会を、6回にわたり開催します。会費無料です。

### パソコン教室「Excel講座」

事業委員会

9月4日(土)・11日(土)

本年度最後の教室は「Excel講座」です。単純な四則計算から複雑な関数計算・入力データから簡単にグラフを作成する講座です。

### 社長さんのための経営講座

事業委員会

9月15日(水)

「経営者の役割と企業変革」

今年度2回目の講座です。ぜひ会員の皆様にお聴きいただきたいテーマです。

### 税務研修会

女性部会

9月16日(木)

鶴見税務署長を講師にお迎えし、税務研修会を開催します。その後は、ドライフラワーアレンジメント教室で楽しいひとときをお過ごしください。

### 役員支部幹事合同研修会

組織委員会

9月17日(金)

場所: 翠華楼

時間: 午後5時30分~

年1回の税務署担当官と役員、支部幹事が会合し、会員増強運動を始めます。会費無料です。

### 秋の一泊研修会

厚生委員会

10月8日(金)~9日(土)

場所: 箱根湯本 ホテル河鹿荘

講師: 猪谷千春

現地受付午後2時からです。お風呂に入りくつろいで講演会にご参加ください。懇親会は、更けゆく秋の夜長に、会員相互の親睦を深めていただきたいと企画しました。

事務局へお早くお申し込みをお願いします。



## 新入会員紹介

平成16年4月～平成16年5月

支 部	法人名	氏 名	住 所	電 話	業 種	紹介者
潮田中	(有)金城電設	金城 ネシオ	仲通3-75-1	504-6286	電気工事業	AIU保険会社
鶴見中央	(有)リトルユニット	大橋 博	鶴見中央4-6-12 若本ビル3F	506-2382	設計	大同生命保険(株)
鶴見中央	伸光金属工業(株)	本野 勝久	鶴見中央3-9-33	521-0500	溶融アルミニウムメッキ	大同生命保険(株)
鶴見中央	(有)野いちご	山田 孝子	鶴見中央5-5-13-201	504-2803	介護保険事業	(株)第一層商店
鶴見中央	(有)ケイエス コーポレーション	境 久美子	鶴見中央4-24-15	504-4656	飲食業	申し出
東寺尾寺谷	(株)ビューティ フランセ	石田 光男	東寺尾北台10-12	572-6942	美容業	大同生命保険(株)
東寺尾寺谷	(株)N.T.industry	中村 秀徳	東寺尾東台4-5-103	574-2748	企画・販売	新設法人説明会
岸谷	(株)ネクスト グループ	足立 照恵	岸谷1-3-16-101	574-5985	情報サービス	新設法人説明会
馬場上の宮	(有)上新建設	成田 光信	馬場4-1-17	574-5228	露土木業	AIU保険会社
馬場上の宮	(有)ナチュラルライフ プランニング	吉留 恵美子	馬場1-6-26 サンメゾンTAKEDA1F	571-0870	生花店	澤野商事(株)
上末吉	ギャランティー ハウジング(株)	森実 豊	純山1-6-5	573-1191	建築工事業	大同生命保険(株)
矢向江ヶ崎	石井精工(株)	石井 守	矢向1-1-41	581-0670	機械加工	大同生命保険(株)
市場南	三榮工業(株)	三橋 敬造	米町通4-49-23	504-6470	鋼構造物工事	横浜中法人会

【訃報】 平成16年6月4日(金) (株) 柏 代表取締役 金井 康夫 様 馬場上の宮支部(事務局受付6月5日)

### 税務無料相談 第1・第3水曜日

相談日●7月7日(水)・21日(水)

8月4日(水)・18日(水)

時 間●午後1時

場 所●税理士会事務局(青色申告会館)

### 法律無料相談 第1・第3月曜日

相談日●7月5日(月)

時 間●午後1時

場 所●横浜商工会議所鶴見支部

※税務相談・法律相談をされる方は、事前に事務局(521-2531)までご連絡ください。

なお、税理士の輪読、無担保・無保証人、低利の公的融資の輪読は、随時行っておりますのでご利用ください。

## 鶴見区「鶴見川いかだフェスティバル」 青年部会主催「チャリティーバザー」開催と バザー品で寄贈のお願い

つるみのよい子のみんなのため、8月22日(日)(雨天8月29日)鶴見川いかだフェスティバル「佃野公園」会場にて鶴見法人会「わんぱく広場」を開設し、同時にチャリティーバザーを開催します。是非、法人会会員の皆様からのご寄贈をお願いいたします。

1. 希望する品物：衣料品、雑貨、食品（生物不可、未開封で賞味期限内のもの）
2. 締 切 日：8月6日（金）までをお願いできれば幸いです。
3. 搬 入 先：（社）鶴見法人会事務局  
TEL.521-2531 FAX.503-2051

★品物は事務局へお持ちいただくか、ご連絡をくだされば頂戴に伺います。  
★収益金は毎年、鶴見社会福祉協議会に寄贈しております。(昨年実績：10万円)

